

審 1003-M0050 号
2010 年 3 月 29 日

関係各位

(財) 日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎 康弘

15歳以下のフットサル競技会における競技規則の適用について

2003年6月6日付け「第3種以下の競技会におけるフットサル競技規則の適用について(別添1)」により、“ゴールキーパーから、ハーフウェーラインを越えて手で投げて、味方競技者にボールをフィードすること”を禁止した。

しかしながら、全日本少年フットサル大会等では、手で投げずとも、ゴールキーパーがボールを相手ハーフ内にけり入れることによって、同様の状況が発生し、フットサルにはほど遠いプレーが散見された。

については、15歳以下の年代における更なるフットサルの技術向上を目的として、下記のとおり、手のみならずゴールキーパーからのハーフウェーラインをノーバウンドで越えるようなキックも認めないこととする。

記

1. 第11条 ファウルと不正行為

(財)日本サッカー協会の決定

日本サッカー協会などが行う15歳以下のフットサル競技会においては、次の規則を適用する。

ゴールキーパーが手で投げた後、または足でけった後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェーラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。

間接フリーキックは、ハーフウェーライン上の任意の地点から行われる。

2. 第16条 ゴールクリアランス

(財)日本サッカー協会の決定

日本サッカー協会などが行う15歳以下のフットサル競技会においては、次の規則を適用する。

ゴールクリアランスされた後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェーラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。

間接フリーキックは、ハーフウェーライン上の任意の地点から行われる。

以上